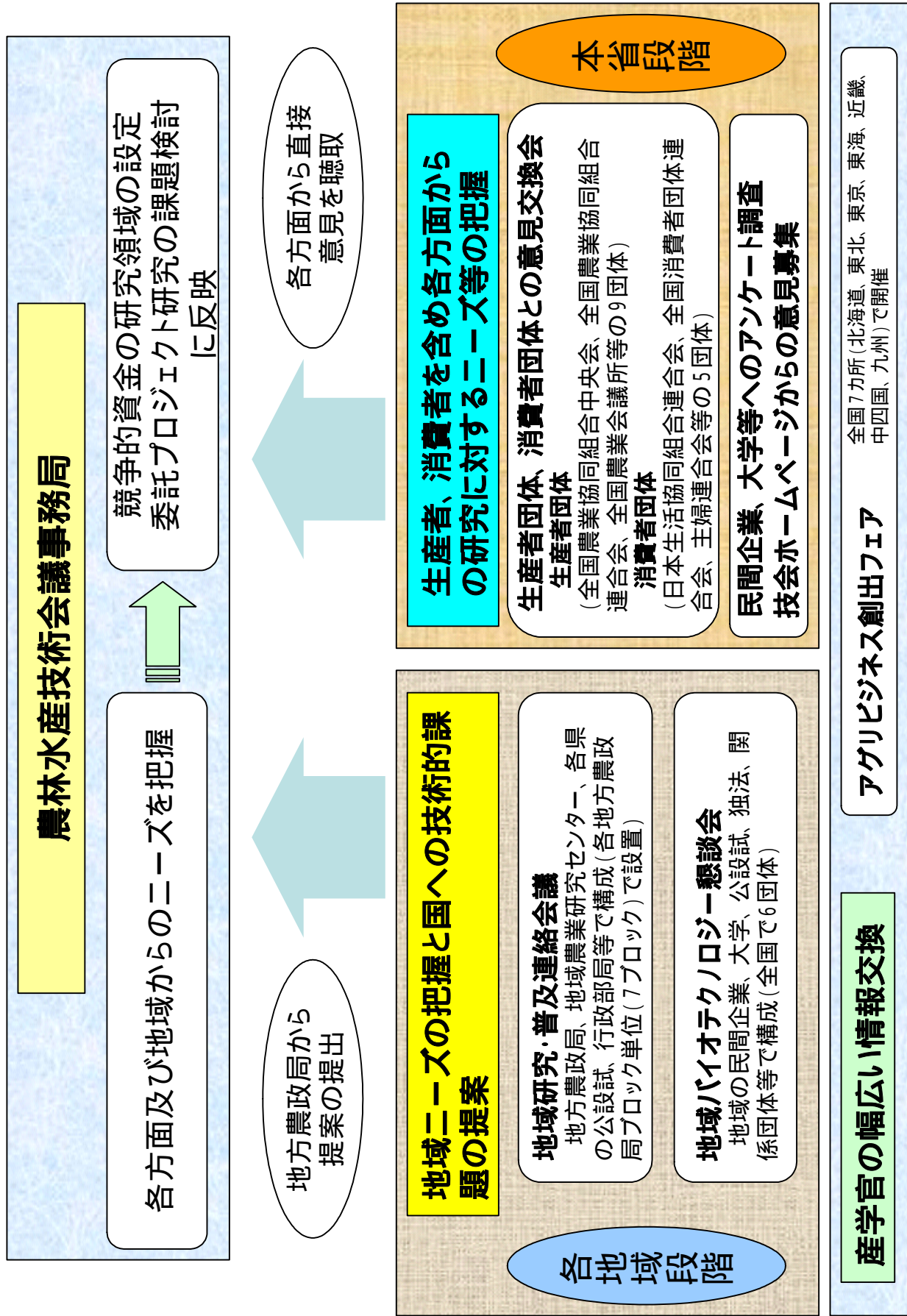


各方面及び地域からのニーズの把握について



3 - 「産学官連携による食料産業等活性化のための新技術開発事業」は平成19年度で全て終了する予定か。

本事業については、新規課題の採択が平成19年度までであり、20年度及び21年度は継続課題のみを実施する予定である。

4 . 評価体制

4 - 当該事業の研究制度評価の具体的な取り組みについて示されたい。

農林水産省が実施する研究制度の評価方法は「農林水産省における研究開発評価に関する指針（平成18年3月31日農林水産技術会議決定）」等に規定されている。

事前評価については第1回検討会の参考資料のとおりであるが、中間評価及び事後評価も概ね同様の方法で実施することとなっている。中間評価実施時期は「制度開始又は前回の中間評価から5年間が経過する時点の前」と規定しており、制度の運営状況を見ながら5年以内の適切な時期に中間評価を実施する予定である。事後評価は研究制度が終了した次の年度に実施する予定である。

関連する指針等は別紙のとおり。

農林水産省における研究開発評価に関する指針（抜粋）
（平成18年3月31日 農林水産技術会議決定）

第4 研究制度評価

1 評価の趣旨

産学官の連携、競争的環境の整備、若手研究者の育成や流動性の促進等、効率的かつ効果的に研究を推進するための研究制度の評価を実施する。

2 評価の対象

評価の対象は、産学官の連携、競争的環境の整備、若手研究者の育成・流動性の促進、研究成果の活用促進、地域における農業研究の振興等を目的とした各種の研究制度とする。

3 評価の時期

原則として、制度開始前に行う事前評価及び制度終了時に行う事後評価を実施するものとする。また、5年以上継続している研究制度については、概ね5年毎に中間評価を実施する。

なお、中間評価については、研究制度の特性や運営状況から必要な場合には、これ以外の時期にも実施する。

4 評価の方法

- ① 事務局は、必要性、効率性、有効性等の観点を踏まえて研究制度の評価項目及び評価基準を定める。
- ② 事務局は、評価対象となる研究制度の概要資料を作成するとともに、①の評価項目及び評価基準に従い自己評価を実施し、評価専門委員会に報告する。
- ③ 評価専門委員会は、②の自己評価について、その妥当性を検討し、必要に応じ修正を行った上で評価結果を決定し、技術会議に報告する。
- ④ 技術会議は、評価専門委員会の決定をもって技術会議の評価結果の決定とともに、評価結果を踏まえて、研究制度の見直し、運用の改善、予算の配分等、所要の措置を行う。

研究開発評価実施要領 (抜粋)

17農会第1740号
平成18年4月17日
農林水産技術会議事務局長

最終改正

19農会第585号
平成19年6月29日

第3 研究制度評価

1 評価の対象及び評価の時期

(1) 事前評価

評価の対象は、新規に予算要求を予定している研究制度及び実施中の研究制度のうち新たに又は見直して開始しようとする部分とするが、以下に該当するものは除く。評価は、概算要求を提出するまでに実施する。

ア 中間評価の結果を踏まえて開始するもの

イ 予算の単なる大きくくり化によるもの

ウ 制度内容の変更を伴わず単に制度規模の拡大に伴い経費が増加するもの

(2) 中間評価

評価の対象は、5年以上継続している研究制度とし、評価は、研究制度の性格を勘案しつつ、制度開始又は前回の中間評価から5年間が経過する時点の前に実施するものとする。

(3) 事後評価

評価の対象は、終了した研究制度とし、評価は、原則として、研究制度が終了した次の年度に実施するものとする。ただし、終了予定の研究制度を踏まえて、新たな研究制度を創設する場合には、終了する研究制度の事後評価は、新たな研究制度の事前評価と併せて行うものとする。

2 評価の方法

① 評価指針第4の4の①に基づき農林水産技術会議事務局（以下「事務局」という。）が定める評価項目及び評価基準は別表1を原則とする。

② 評価指針第4の4の②に基づき実施する研究制度の概要資料の作成及び自己評価は、技術政策課の総括の下、研究制度の担当課が実施する。

別表 1

研究制度評価の評価項目及び評価基準

| | 評価項目（注1） | 評価項目に含まれる事項（注2） | 評価基準 |
|------|---|--|-----------------------------------|
| | 事前評価 | 1. 農林水産業・食品産業、国民生活のニーズ等から見た研究制度の重要性 | |
| | 2. 国が関与して研究制度を推進する必要性 | <ul style="list-style-type: none"> 行政施策との連携、国の基本計画等との関係の明確性 他の制度との役割分担から見た必要性 次年度に着手すべき緊急性 | S：非常に高い A：高い B：やや低い C：低い |
| | 3. 研究制度の目標の妥当性 | <ul style="list-style-type: none"> 研究制度の目標の明確性 目標とする水準の妥当性 目標達成の可能性 | S：非常に高い A：高い B：やや低い C：低い |
| | 4. 研究制度の仕組みの妥当性 | <ul style="list-style-type: none"> 制度の対象者の妥当性 進行管理（研究課題の選定手続き、評価の実施等）の仕組みの妥当性 投入される研究資源の妥当性 | S：非常に高い A：高い B：やや低い C：低い |
| | 5. 研究制度が社会・経済等に及ぼす効果の明確性 | <ul style="list-style-type: none"> 社会・経済への効果（農林水産業の発展、新たな市場の開拓、地域への貢献、知的財産の形成、人材育成等）の明確性 研究成果の活用方法の明確性（事業化・実用化を進める仕組み等） | S：非常に高い A：高い B：やや低い C：低い |
| | <p>〔総括評価基準〕</p> <p>1～5の観点を踏まえ、研究制度全体の総合的な評価として、次の3段階で評価を行う。</p> <p>A：研究制度は重要であり、内容は適切</p> <p>B：研究制度は重要であるが、制度の仕組み等の内容見直しが必要</p> <p>C：研究制度は不適切</p> | | |
| 中間評価 | 1. 研究制度の目標の達成度及び今後の達成可能性等 | <ul style="list-style-type: none"> 研究制度の目標の達成度 目標の今後の達成可能性 論文、特許、普及に移しうる成果等の実績 | S：非常に高い A：高い B：やや低い C：低い |
| | 2. 研究制度が社会・経済等に及ぼす効果の明確性 | <ul style="list-style-type: none"> 社会・経済への効果（農林水産業の発展、新たな市場の開拓、地域への貢献、知的財産の形成、人材育成等）の明確性 研究成果の活用実績及び活用方法の明確性（行政施策への貢献、事業化・実用化を進める仕組み等） | S：非常に高い A：高い B：やや低い C：低い |
| | 3. 研究制度運営方法 | <ul style="list-style-type: none"> 進行管理（研究課題の選定手 | S：非常に高い |

| | | | |
|------|---|--|---|
| | の妥当性 | 続き、評価の実施等) の妥当性 ・ 投入される研究資源の妥当性 | A : 高い B : やや低い C : 低い |
| | 4. 社会・経済の諸情勢の変化を踏まえた研究制度の必要性 | ・ 農林水産業・食品産業、国民生活等のニーズから見た研究制度の重要性 ・ 国が関与して研究制度を推進する必要性 | S : 非常に高い A : 高い B : やや低い C : 低い |
| | [総括評価基準] 1～4の観点を踏まえ、研究制度全体の総合的な評価として、次の4段階で評価を行う。 S : 研究制度は予想以上の成果をあげており、高く評価できる。 A : 研究制度は適切に運営・管理されており、継続することは妥当である。 B : 研究制度は見直しが必要である。 C : 研究制度は中止すべき。 | | |
| 事後評価 | 1. 研究制度の目標の達成度等 | ・ 研究制度の目標の達成度 ・ 論文、特許、普及に移しうる成果等の実績 | S : 非常に高い A : 高い B : やや低い C : 低い |
| | 2. 研究制度が社会・経済等に及ぼす効果の明確性 | ・ 社会・経済への効果(農林水産業の発展、新たな市場の開拓、地域への貢献、知的財産の形成、人材育成等)の明確性 ・ 得られた研究成果の活用実績 ・ 研究成果の活用方法の明確性(行政施策への貢献、事業化・実用化の見通し等) | S : 非常に高い A : 高い B : やや低い C : 低い |
| | 3. 研究制度運営方法の妥当性 | ・ 進行管理(研究課題の選定手続き、評価の実施等)の妥当性 ・ 投入された研究資源の妥当性 | S : 非常に高い A : 高い B : やや低い C : 低い |
| | 4. 研究制度の意義 | ・ 研究制度の科学的、社会・経済的意義 | S : 非常に高い A : 高い B : やや低い C : 低い |
| | [総括評価基準] 1～3の観点を踏まえ、研究制度全体の総合的な評価として、次の4段階で評価を行う。 S : 研究制度は予想以上の成果をあげた。 A : 研究制度は概ね目的を達成した。 B : 研究制度は目的の達成がやや不十分であった。 C : 研究制度は目的の達成は不十分であった。 | | |

(注1) 各評価項目と「必要性」、「効率性」、「有効性」の観点との対応は以下のとおり。

- ・ 事前評価では必要性は1及び2、効率性は4、有効性は3及び5
- ・ 中間評価では必要性は4、効率性は3、有効性は1及び2
- ・ 事後評価では必要性は4、効率性は3、有効性は1及び2

(注2) 研究制度内容により該当しないものについては、それを除外して評価を行う。

5 . その他

- 5 - 「産学官連携による食料産業等活性化のための新技術開発事業」ならびに「先端技術を活用した農林水産研究高度化事業」制度について、研究機関、研究期間、予算額、目的、成果、普及・実用化の状況等が記載された、直近の研究成果の一覧表を示されたい。

直近の終了課題の研究機関、研究期間、予算額、目的及び成果の概要については別紙のとおり。

また、両事業とも平成17年3月に最初に採択された課題が終了し、現在ないしはこれから研究成果が普及に移されていくと見込まれる段階にあることから、成果の普及状況等については、今後、フォローアップ調査を充実しつつ、把握して参りたい。

なお、詳細な研究成果については、第1回の評価検討会に提出した研究成果集を参考にしていきたい。